

ブリーフィング・メモ

米軍における「制空権」と「航空優勢」

地域研究部米欧ロシア研究室所員

柳田 修

はじめに

現在の我が国において、「制空権 (Control of the air)」という用語は公的な文書において使用されていない。その代わりに防衛大綱や防衛白書などでは、「航空優勢 (Air Superiority)」という用語で表現されている。これは、過去、国会において防衛庁長官が「制空権」という「ことば」の使用を疑問視し、その概念を「航空優勢」を用いて表現した手法を継承しているからである¹。

他方、米軍において「制空権」や「航空優勢」という用語は、各々別の意味を持つ重要な軍事用語として使用されてきた。特に現代の、多岐に渡る作戦領域 (Multi Domain) 環境下での領域横断 (Cross Domain) 作戦においても、それらは変わらず重要な位置を占めている。そのため、防衛省・自衛隊が、米国防総省や米軍との間で円滑かつ確実な意思疎通を行うためには、それらの用語を、我が国における独特の認識や手法とは別に、正確に理解する必要があるだろう。

このような認識から本稿では、米軍の「制空権」及び「航空優勢」という用語が、これまでどのように定義され、または解釈されてきたか、歴史的な視点で簡潔にまとめるものである。

1 制空権 (Control of the air) と征空 (Command of the air)

戦後の我が国では、第二次大戦の影響から「制空権」という概念を、ジュリオ・ドゥーエ (Giulio Douhet) の『征空 (Command of the air)』²として認識することが一般的であった。ドゥーエの『征空』とは、第一次大戦後のイタリア防衛のため、当時存在していなかった空軍の創設を主張した著作本 (1921 年) の題名である。この中でドゥーエは、現代でいう戦略爆撃機を主体とする空軍を創設することによって、「爆撃機によってアルプス山脈を越え (ヨーロッパ平原に位置する) 敵国の航空力を殲滅することにより航空領域を征服・支配」することを主張した³。そして、この戦略構想は、第二次大戦で実施された戦略爆撃のイメージと重なり、我が国において「制空権」という言葉に、「攻撃的かつ殲滅的 (大規模) な破壊」というイメージを植え付けたと考えられる。

いっぽうで、現在も米軍が使用する「制空権 (Control of the air)」は、ウィリアム・ミッチェル (William Mitchell) による 1925 年の著作、『空軍による防衛 (Winged Defense)』の中で

¹ 第 63 回国会衆議院会議録第 13 号「防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する大出俊君の質疑」(昭和 45 年 3 月 26 日) 379 頁。

² Command of the air は一般的に「制空」と訳されてきたが、この訳語によって Control of the air との違いが不明確となるため、本稿ではあえて本来の「敵国の空を征服する」を意味する「征空」と表記する。

³ Giulio Douhet, The Command of the Air, Translated by Dino Ferrari, Office of air Force History, Washington, D.C., 1963, pp. 24-25. ; 片岡哲也編集『戦略思想家事典』(芙蓉書房出版、2003 年) 316-317 頁。

初めて使用された用語である。その中でミッチェルが述べた「制空権」とは、戦闘機を主体とした空軍力が敵よりも優位であり、その能力によって相対的な行動の自由を獲得した状態、すなわち文字通りの「対象空域を優位にコントロール」することや、その権限を意味していた⁴。そのため、ミッチェルが使用し始めた「制空権」という用語は、ドゥーエが述べた「征空」のような、特定の戦略や作戦構想を前提とするものではなかった。

しかし、我が国において「制空権」という用語には、攻撃的かつ殲滅的（大規模）な破壊という「負のイメージ」が強く残り、本来の意味への理解を阻害してきたと考えられる。そのため、これ以降では、米軍の中における「制空権」や「航空優勢」の定義や解釈について、代表的な4つの時期（第二次大戦時、米空軍創設期、20世紀後半、現在）に分けて分析する。

2 第二次大戦時の概念

第二次大戦において米陸軍航空部隊の作戦行動の基本となるものには、米陸軍省野戦教範（War Department Field Manual）FM 100-20『エアパワーの指揮と運用』（以下「野戦教範」という。）がある。この野戦教範では、第二次大戦における航空作戦の一般的な目標として「完全な制空権（Complete control of the air）」を掲げ、これを獲得するには「敵の航空機・産業・機能（aviation）の全てを破壊することによって可能となる」⁵と解説している。この記述から見ると野戦教範は、航空作戦の目標を「制空権」の最高の状態である「完全な制空権」と設定し、ドゥーエの述べた「征空」と同様の状態を作り上げようとしたと考えられる。

では、第二次大戦時の「制空権」とは、具体的には、どのような意味を持っていたのであろうか。同じく野戦教範によると、完全な制空権は「戦域における絶対的航空優勢（Air Supremacy）を獲得・維持することによって、敵航空攻撃からの安全を提供するもの」⁶と説明されている。この記述からみると、米軍の「制空権」とは、（完全ではないが）敵航空攻撃から味方部隊へ「恒常的」に安全を提供できる状態を示すものといえる。そして、当時の作戦様相における戦域の味方部隊とは、必然的に主力となる陸上部隊（飛行場を運用する部隊を含む）となる。つまり、第二次大戦時の米軍の「制空権」という用語は、「戦域において主力陸上部隊を敵航空攻撃から恒常的に防護することができるコントロールや権限」を意味していたのである。

いっぽう「航空優勢」という用語は、「制空権」を獲得する際に行う空中戦闘の勝利や航空攻撃の成果、すなわち「戦果」を意味していた。野戦教範によると、航空優勢を獲得・維持する活動は、（暫定的に）「敵の航空攻撃からの安全を味方に提供する活動」として表現されている。そしてこの活動には、「空中及び地上にある敵航空機、ならびに敵航空戦力の発揮に関わる軍事施設への攻撃やそれらの排除」⁷などが列挙され、その結果として（恒常的な）「制空権」が提供できると説明されている。つまり、第二次大戦時の米軍の「航空優勢」とは、敵地における地上部隊上空の「制空権」を獲得するために、仮想の空中前線を押し上げた「戦果」やその度合いを意

⁴ William Mitchell, *Winged Defense*, (Dover Publications, Inc. Mineola, New York, 1988), p. 222. ;岡哲也『戦略思想家事典』322-324頁。

⁵ War Department Field Manual, FM 100-20, *Command and Employment of Air Power*, (War Department, 21 July 1943), p. 6.

⁶ FM 100-20, p. 6.

⁷ FM 100-20, p. Section 3.

味するものだったのである。

3 米空軍創設期の概念

第二次大戦後に創設された米空軍は、空軍内で使用する用語の共通化などのために、米空軍辞典を作成した。1956年に発刊された米空軍辞典では、「制空権」及び「航空優勢」が別の用語として定義されている。そのなかでも、第二次大戦時の野戦教範との最も大きな変化としては、「制空権」が平時の航空力に係る権限を含む、より広い概念で定義されたことである。

米空軍辞典の中で述べられている「制空権」は、広義と狭義に分けられ、前者（広義）に平時を含む新たな定義や解釈が説明されている。ここで述べられる広義の制空権は、「国家が自国の相対的な強さ（strength）によって航空力（air power and air capacity）に関する支配的な地位を維持し、この強さを通じて、平時または有事において、他国に自ら望む影響を及ぼすコントロールの一種」⁸と定義されている。つまり、米軍が公式に定義した「制空権」は、広い視点で見た場合（広義）、主権国家が平時から「領空」内に持つ航空力に関するコントロールや権限を意味し、有事に限定される場合（狭義）には、それと同等の権限を戦域や作戦区域に強制的に獲得することを意味したのである。そして米空軍は、ミッチェルが使用したものと同様の解釈を、あらためて狭義の制空権、すなわち「軍用機の使用による空域の物理的なコントロール」⁹と定義したのである。したがって、米空軍が公式に定義した「制空権」は、設定する場所の違い（領域内か領域外）によって、防御的な作戦にも攻撃的な作戦にも使用できる用語となったのである。

そのいっぽうで、米空軍辞典による「航空優勢」は、「一方の空軍が他方に比し大なる航空戦の戦果（greater combat effectiveness）により、局地的または全般的に、航空力や空域のコントロールが優勢となっている状態」をいい、この状態では、「敵空軍による禁止的な妨害を受けずに、私の航空作戦を遂行できる」と定義された¹⁰。このように定義された「航空優勢」は、純粋に攻撃的な戦闘の戦果を意味し、その度合いとして「私の航空作戦」が「敵空軍による禁止的な妨害を受けない」状態と解説されている。つまり、米軍の「制空権」が国家レベルの権限を表現したのに対し、「航空優勢」は、有事に限定された戦闘部隊による戦闘の戦果を表現する用語になったのである。

また、双方の違いを陸上作戦の概念で表現するならば、「制空権」は戦争によって国家が獲得する領域など、恒久的な「権限」を意味し、これに対して「航空優勢」は、戦闘の勝利によって仮想の空中前線を押し上げた状態など、暫定的な「戦果」を意味するものといえる。そして、このような双方の用語の基本的な考え方は、米軍において現在まで継続しているのである。

4 20世紀後半における概念

20世紀後半、統合運用を基本¹¹とすることになった米軍では、使用する用語や概念の統一のた

⁸ Woodford Agee Heflin, Editor, *The United States Air Force DICTIONARY*, Air University Press, 1956, p. 141.

⁹ Ibid.

¹⁰ Ibid., p. 37.

¹¹ 1986年のゴールドウォーター・ニコルズ法により、米軍は軍種別ではなく「統合」を運用の基本とすることになった。Goldwater-Nichols Department of Defense Reorganization Act of 1986 (PL 99-433)

め、統合ドクトリン文書（Joint Publications）を積極的に整備するようになった。また、これに併せて、各軍種のドクトリン文書も同様に重視されるようになっていく。

1998年版の米空軍ドクトリン文書（Air Force Doctrine Document）AFDD 2-11『対航空作戦』では、前文において「制空権は、軍隊に絶大なアドバンテージを与え、米軍が戦争を遂行するために必須のもの」¹²と述べている。これは、第二次大戦時の野戦教範における「完全な制空権」やドーエの「征空」などではなく、より現実的な対象の作戦区域における「制空権」の獲得や支配地域上空の「制空権」の維持が、米空軍の普遍的な目標になることを示している。また、「制空権」の定義については、米軍のドクトリン文書の中で新たな議論は行われておらず、1950年代の米空軍辞典からの変化はなかったと言って良いだろう。

いっぽうで、「航空優勢」の定義は、米軍ドクトリン文書の中で、特に20世紀末期以降、作戦環境の変化に応じて細かく改正されてきている。これは、「航空優勢」という用語の位置付けが、作戦や戦術の変化に対応するものだったからともいえる。

例えば、1998年版の米空軍のドクトリン文書では、「航空優勢」を「一方の軍が航空戦で優位に支配する度合い（degree of dominance in the air battle）であり、この度合いでは対抗する軍からの禁止的な妨害を受けることなく、与えた時間又は場所で、一方の軍及び関連する陸・海・空軍部隊の作戦行動を可能とする」と定義している。

この定義にある「航空戦で優位に支配する度合い」や「与えられた時間又は場所で」という表現は、米空軍がドクトリン文書を教範（マニュアル）と呼んでいた時代から変わっていない。他方、後半部分に表現される「戦果」を示す記述では、対抗側の対象である「空軍」が「（全）軍」へと拡大し、航空優勢で防護すべき「航空作戦」が「陸・海・空部隊の作戦行動」と、統合運用を前提とした記述へと変化している。つまり、米軍の「航空優勢」は、国防総省などの軍事戦略レベルで使用される用語ではなく、部隊が実施する作戦や戦術などの作戦レベル以下で使用される用語として進化したのである。

5 現在の概念

米軍における現在の「制空権」及び「航空優勢」の概念には、想定される強力な対抗側を攻略するために、多岐に渡る作戦領域（Multi Domain）環境下で、複数の領域を横断（Cross Domain）して実施する作戦によって効果を得る、という考え方が大きく影響している。

2015年版の米空軍ドクトリン文書では、米空軍が実施する対航空作戦を「全ての領域を横断して実施されるものであり、制空権のレベルや度合いを決定するもの」¹³と位置付けた。そして、対航空作戦の目標となる「制空権」については、「航空領域における対抗側との関係を影響力のレベル（level of influence）で表現するものであり、一般的に、均衡（parity）、優勢（superiority）、絶対的優勢（supremacy）に区分される。」¹⁴と説明している。

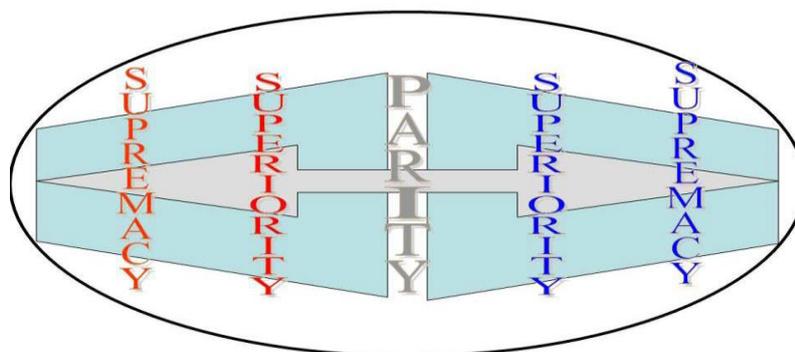
この解釈からも、現在の米軍は、敵国 A2AD などの厳しい作戦環境の認識から、「制空権」を旧来のように、作戦区域全体における「均一なコントロール」という解釈だけで戦略目標に設定す

¹² AFDD 2-1.1, *Counterair Operations*, (6 May 1998), p. 1.

¹³ AFDD annex 3-01, *Counterair Operations*, (27 Oct. 2015), p. 3.

¹⁴ Ibid.

ることが困難と認識したと考えられる。その結果、現在の米軍では、戦略目標となる「制空権」の解釈に、作戦区域を、米軍側に有利かつ均一なコントロール状態として追求するだけでなく、「彼の影響力」の存在や、彼我双方共に影響力を獲得できていない「均衡」などを含む様々な影響力が存在する状態を、併せて許容したのである。



図：制空権が表す影響力のレベル（出展：2015年版 AFDD annex 3-01）

また、現在の「航空優勢」定義は、2018年版の統合ドクトリン文書において、旧来の「航空戦で優位に支配する度合い（degree of dominance in the air battle）」から「制空権の度合い（degree of control of the air）」¹⁵と、抜本的に改正された。これは、「航空優勢」が旧来のような「航空戦」だけでなく、「全ての領域を横断して」得られる「影響力」として位置付けられたことを、明確にするものである。そして、この定義の中に示される具体的な度合いについては、「航空機及びミサイルからの禁止的な妨害を受けることなく、与えられた時間及び場所で、当該作戦（its operations）を可能とする」¹⁶と表現された。この変化が意味するのは、ステルスなどの軍事技術の進展から、航空優勢が防護する対象を、これまでのように他の味方「統合任務部隊」だけでなく、自己防護能力を活用しつつ敵防空網に突入して実施する作戦行動（Penetrating counter air: PCA）¹⁷を含むようになったもの、といえるだろう。

6 おわりに

本稿では、米軍における「制空権」及び「航空優勢」の概念について、歴史的な視点で分析した。長期の時間軸でみると、米軍の「制空権」や「航空優勢」は、我が国とは異なる解釈や概念を基に変化してきたことが分かった。

米軍の「制空権」は、攻撃的かつ殲滅的（大規模）な破壊を連想させるドゥーエの『征空』とは異なり、その獲得過程や手段を限定しない一般用語として定義されていた。ただし、第二次大戦においては「完全な制空権」という用語を設定して、ドゥーエの『征空』と同様の状態を追求

¹⁵ JP 3-01, *Countering Air and Missile Threats*, (02 May 2018), p. G-8.

¹⁶ Ibid.

¹⁷ PCA の具体例としては、ステルス爆撃（攻撃）機によって敵の防空網（システム）を回避（無効化）しつつ実施する攻撃作戦などがある。Enterprise Capability Collaboration Team, “Air Superiority 2030 Flight Plan”, U.S. Air Force, (May 2016), pp. 3-4. ; [https://www.af.mil/Portals/1/document/airpower/Air Superiority 2030 Flight Plan.pdf](https://www.af.mil/Portals/1/document/airpower/Air%20Superiority%202030%20Flight%20Plan.pdf).

することに使用された。そのため、米国においても、第二次大戦直後の「制空権」という言葉には、ドゥーエの『征空』と同様の大規模な破壊のイメージが付随していたといえる。

しかし、第二次大戦後に米陸軍から独立した米空軍では、「制空権」を平時にも適用される一般的な用語として定義し直した。そして、その「制空権」が意味するのは、現代の主権国家が一般的に有する「領空」における「コントロール」やその「権限」と同様のものではなかった。そのため、米軍が軍事作戦上の目標として「制空権」を設定する場合は、遠征軍による作戦区域で敵の攻撃から安全が確保される、いわゆる自国領空のような「聖域」を意味したのであった。このような定義の変化は、例えば、米軍が実施したベトナム戦争や湾岸戦争などで、敵国航空力を機能不全にはするが、破壊し尽くすまでには至らなかったことに現れているといえるだろう。

また、現在では、敵国によるA2ADなどの厳しい作戦環境が想定され、米軍が軍事戦略目標の一つとする「制空権」も、作戦区域全体の均一なコントロール状態として追求することが困難と認識されるようになってきた。そのため米軍は、「制空権」の解釈の一つとして、双方の影響力が複雑に絡み合った状態を許容するようになってきている。ただし、このような解釈の変化の中でも、防衛作戦上の「制空権」としては、変わらず「領空におけるコントロールや権限」として、敵の影響力を排除すべき重要な防護対象となるものである。

いっぽう、米軍の「航空優勢」は、我が国とは異なり、攻勢的な作戦の戦果を表す作戦用語として発展してきた。例えば、米軍において「航空優勢」が適用されるのは、遠征軍が作戦区域に新たに「制空権」を獲得する場合や、すでに保有している「制空権」の範囲を拡大する場合である。その際の作戦区分も攻勢対航空（Offensive Counter Air: OCA）、すなわち攻勢的な作戦として実施することが、米統合ドクトリン文書に明記されている¹⁸。

このような米軍の「航空優勢」は、部隊運用構想の変化に大きく影響を受けてきた。例えば、「航空優勢」で防護する対象は、第二次大戦やベトナム戦争などの軍種別の作戦を前提とした時期には「航空作戦」とされていたが、統合運用が基本となった湾岸戦争以降では「統合作戦」へと拡大している。また、「航空優勢」の獲得に関しても、航空戦だけで獲得する考え方から、現在のように領域横断作戦を前提にした、全ての作戦領域を活用したものへと拡大している。

このように、米軍の「制空権」や「航空優勢」という用語は、現在も米軍の軍事作戦上で重視されると同時に、我が国との共同に大きな影響を与えるものである。そのため、日米共同の円滑化という視点からは、米軍が使用するこれらの用語を旧来の理解だけでなく、作戦環境などの変化に伴って変化した新たな定義で理解することが必要となるだろう。

(2020年6月16日脱稿)

本稿の見解は、防衛研究所を代表するものではありません。無断掲載・引用はお断りいたしております。

ブリーフィング・メモに関するご意見・ご質問等は、防衛研究所企画部企画調整課までお寄せ下さい。

ご連絡先：plc-ws1@nids.go.jp（[]を@に変更の上、ご送信ください。）

防衛研究所ウェブサイト：http://www.nids.mod.go.jp/

¹⁸ 航空優勢は、米統合ドクトリン文書において、攻勢対航空（Offensive Counter Air：OCA）によって獲得するものと説明されている。JP 3-01, Countering Air and Missile Threats, (02 May 2018), p. I-11, IV-1, IV-2.